

Title	伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.3 (1925. 8) ,p.71(383)- 128(440)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250800-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣

余、先年、舊藩主宗伯爵家の記録文書を取調べた所、偶、一長櫃に未だ世に公にせられなかつた貴重な記録文書、繪圖等を發見した。中にも豊公の朝鮮陣關係文書は珍稀のもので、其當時直ちにこれ等に就いての愚考を發表する爲めに起稿したが、少しく意に滿ぬところ等あつて今日迄遷延した。今回幸に本紙の一部を割愛して貰ふ事が出来たので、其の稿を少しく補正して發表する事とした。若し學界に裨益する所でもあるならば望外の幸である。豊公の朝鮮陣は、改めて記す迄も無く、東亞史上の重要な一事件である故に、從來これに就いての諸研究書が公にせられて居る。就中古くは川口長儒氏の「征韓偉略」と木下眞弘氏の「豊太閤征外新史」を以て双壁と稱せられて居つた。然し最近に徳富猪一郎氏の「朝鮮役」三卷(近世國史中)が公刊せられてよりは、同書が朝鮮陣に關する權威ある書となつた。本稿も同書を参考引用する處が多い。又池内宏博士の「文祿慶長の役」も未完(正編第壹)ではあるが、博引旁證の良著で、本稿も其の恩恵を蒙る處が多く、謹んで兩氏に對して謝意を表して置く。

本稿を記すに當つてたゞ文書の排列のみにては、何んだか物足りぬ感がするので、文書と文書との連絡をつける爲めに少しく説明を挿入し、又從來の諸說中誤謬と思はれる一二の點に就いては愚説を附記して置いた。猶御斷して置き度い事は、本稿起草が余の在學中に屬し、未だ古文書學に通じなかつた爲め、掲載の文書中に謄寫の節の誤讀、故は誤寫等もあるかも知れぬが、今、再度原本によつて校合する機會が無いので、暫、當時の筆寫のまゝに従つて置き、異日原本に照合し、且讀者諸賢の御教示を得て、更に本稿を訂正したいと思つて居る。(大正十四年三月十九日補正の日記)

一

先づ順序として秀吉の外征の動機に就いて記して置き度いと思ふ。これは古來諸說紛々としてゐて未だ定説を見ない。然し就中やゝ至當の說として傾聽するに足るものは、(一)は辻善之助博士と栢原昌三氏との勘合符恢復に擊ぐ說と、(二)は徳富猪一郎氏の征服慾の發作に歸する說と、(三)は池内宏博士の功名心に由來するとの說である。

辻博士の說は其著海外交通史話の中「豊臣秀吉の支那朝鮮征伐の原因」に左の如く説述してある。

『予はこれに(朝鮮役)就いて一の臆説を持つて居る。その臆説とは、秀吉は必ず朝鮮及び明に向つて通商貿易上に或要求をしたのではなからうか。即足利以來の例たる勘合即通商貿易を復舊せんことを求めたのであらう。然るに其要求が容れられなかつたので、それにより兵を動かしたのであらうといふのである。』

次に栢原氏の說は其の「日支貿易港としての寧波港」に次の如くある。

『吾が勘合貿易船は、天文十八年策彦再度の渡船を以て終れり。明國政府は寧波市舶司を廢して、之よりは日本商船の入港を禁斷せり。是に於て我が國産無限の銅は、其の市場を失ひ、吾が國民は生活必需品たる浙江絹絲は輸入の途を絶たれ、この他兩國國民の日常生活として缺くべからざる、我國より輸出す

る海産物、漆器、丹木等、明國より輸入する藥品、茶、紙、書籍等は互に供給を塞がれたり。是に於て吾國は毎に朝鮮政府を介して、勘合貿易船の再興を求めしが、聽かれず。豊臣政府に到り、天正十七年及び十九年、對馬の柳川調信と玄蘇を朝鮮に使用して交渉する所ありしかども、朝鮮政府の峻拒に遭ひ、遂ひに開戦の餘儀なきに到れり。』

右の如く兩氏の説は、何れも勘合符恢復に結び付けられて居る。次に徳富氏の説は、其の「朝鮮役上卷、二二外征動機の真相」に於て次の如く云はれてゐる。

『然らば則ち秀吉外征の動機は、果して何くにある。吾人は之を亞歷山大王、大奈翁、成吉思汗、帖木兒等に共通したる、一種の征服熱の發作と認むるものである。即ち彼は大帝國を建説するを以て、自己の本分と心得、禁ぜんと欲して、禁ずる能はざるものがあつた。此れが根本の動機で○中略彼は或る特種の目的の爲めに、征服に従事したと云はんよりも、寧ろ征服其物が、目的であつたらうと思はるゝ。而して此れは秀吉其人に限つた事はなく、東西古今の歴史上、斯る例は決して稀有でない。天下の英雄、概して此の流儀であると云ふも、過言でない程だ。』

猶、同氏は其「二三秀吉の征服熱」に於て云ふ。

『秀吉本來の志望が、單に明と交通するが爲めでなく、明を征服するにあつたことは、當時宣教師の記録(クラセの日)にも、分明だ。○中略而して秀吉初志は、明國征服に存して、朝鮮の如きは、固より齒牙に

も掛けて居なかつた事も分明だ。但だ証明が征韓となつたのは、朝鮮が秀吉の思ふ壺に嵌り、入明の先陣とならなかつたからの事であつた。即ち征韓は、畢竟証明の豫備行爲であつた。』

次に池内博士の説は其著「文祿慶長の役」に次の如くある。

『思ふに秀吉の海外征服の期望は、早く既に織田氏の一將たりし時代に於て彼れの意中に存し、其の後信長に代りて海内統一の事業を完成しつゝありし時に當り、南海・北陸平ぎて正に九州の討伐を決せし際には、其の事成るの後は、關東・奥羽の平定を待たずして、直ちに明國略取の準備的事業としての朝鮮の征服を斷行せむとせり。而して文祿の外征は斯くの如き多年の宿志を遂行せむとしたる秀吉の偉業に外ならずとせば、彼れの外征の動機は、彼れ自身の境遇若くは當時の國狀に對する特殊の必要に淵源したりとなし難し。果して然らば秀吉の海外征服の期望は、彼れ自身の特殊の欲求、換言すれば其の功名心に由來したりとなさざるを得ず。天正十八年十一月秀吉の朝鮮國王に與へし書翰に、「予入大明之日、將士卒臨軍營、則彌可修隣盟也、予願無他、只顯名於三國○日本・支那・朝鮮而已」といへるは、實に此の論斷の誤らざるを證するものなれども、是れより先き(天正十五年)秀吉宗義智をして朝鮮國王を召致せしめ、而して當時自ら其の左右に語れる所は、更に明かに之を證す。大村由己の九州御動座記に其の言を載せて曰く、「かうらい國へも被仰遣意趣は、日本王宮へ來年中○天正十六年に御對面なされ候やうにとの被仰様に候、不入義に候へとも、後代名をのこさるへきとの御事候」と。「不之義」云々の最後の一句は、大いに之を味ふべき

なり。○中略 無用の大業を起さむと欲して、自ら其の無用なるを公言す。跌宕不羈なる秀吉にして始めて能くする所。「不入義に候へとも」の一句は、余輩をして直ちに秀吉の眉目に接するの思あらしむ。秀吉の外征は唯々其の功名を遂げむが爲めなりしなり。』

さて如上の三説より朝鮮の陣を見ると、(一)説は朝鮮の我が要求する日明貿易復舊の斡旋を峻拒せしに據り、(二)説は朝鮮の証明の嚮導を拒絶せしに據り、(三)説は明國略攻の準備的事業として、何れも遂に朝鮮陣を見るに至つたとの結論に到達して居る。是を要するに、動機の何れたるは暫く置いて、其の征服の對象は明國にして、これが豫備的行爲、準備的手段として朝鮮陣が企圖せられたるものと思考せらるゝのである。

次に一考すべきは秀吉の外征企圖の年代である。こは普通にクラセの日本西教史記載の西紀一五八五年(天正十三年)八九月に大阪城に於いて秀吉が耶蘇會の師父コエルホ等に語つた所、即ち「予は内國を平定するの後、支那を征伐して、之を降服せしめ、以て我が帝國の利益と爲さんと思ふ。」を引用して、天正十三年頃とせられて居る。丁度同年七月に秀吉は四國を平定し、同月十一日に關白職となつたので、其の前後に秀吉の多年胸裡に畫ける抱負の一端を他に漏したのは尤の事と考へられる。従つて其の準備行動たる朝鮮陣の企圖についての表明も亦當時と思はれ、且現存文書中この朝鮮陣企圖に關する最初のものとしては、天正十四年四月十日に毛利右馬頭(輝元)に宛てた秀吉の朱印狀であらう。其中に

一、高麗御渡海事

と見えて居る。(大日本古文書家わけ第八、毛利家文書之三參照) 以上は本文の前置とでも云ふべきもので、次に節を改めて宗家と秀吉との交渉より説述して行く事とする。

二

宗家と秀吉と關係の開始の時期に就いては、從來諸説は一樣に秀吉の西征島津征伐の時、即ち天正十五年として居る。徳富氏も亦「朝鮮役」に於て、次の如く記述せられて居る。

『宗氏と秀吉との關係は、秀吉西征の時から始つた。惟ふに彼が宗氏に向つて、朝鮮國王入朝の事を申し遣はしたるは、島津氏降服後、間もなきことであつたらう。その證據には、其の歸途八代より其の夫人北政所に發したる書狀中に、既に此の事に撞着して居たからだ。而して宗氏は、其の家臣柳川調信をして、六月朔日、熊本に於て、秀吉に謁し、親しく其の命を受けしめた。』

然るに、こゝに舊來の説を一轉せしめ得る新機の一有力なる史料を宗家文書中に發見したのである。これ即ち本誌の卷頭に掲ぐ(寫眞版)豊公文書の一である。次に參考の爲め本文を記すこととする。

卯月二日書狀、今月十一日到來、加披見候、依爲音信、虎皮十枚並豹皮十枚進上、悅入候、就中於日本地者、東日下迄、悉治掌、天下靜謐事條、筑紫乍見物、可被成動座候、其刻高麗國へ被遣御人

數成次第、可被仰付候之間、其砌忠節可被申上候、依其動國郡等、某々仁爲褒美可被下候之條、可
遂薰(勳)功儀、尤被思召候、猶、利休居士可申候也、

六月十六日(花押)

宗讚岐守とのへ

本文書は切紙で、用紙は斐紙、縦六寸七分、横一尺七寸二分餘、又懸紙は捻封で、表には、上に「宗
讚岐守とのへ」、下に「秀吉」と認められてあつて、所謂古文書中の御内書と稱すべきものであらう。自
分は本文書の用紙、形式、内容、筆蹟等より研究して、天正十四年六月十六日のものと信じて疑は無い。
因て次に少しくこれについて愚考を記することとする。

さて本文書は遺憾なことに御内書の通例として「年」を明記せぬ爲め、先づ第一に其の年代の考證を
必要とする。「宛書」の宗讚岐守は宗家第十六代義調よししめの事である。義調は前島主讚岐守宗晴康はるやすの男で、天
文十一年足利將軍義晴より其の諱字を與へられて義親と稱し、後、義調と改めた。天文二十三年二月に
襲封して、永祿二年に讚岐守に任ぜられ(刑部少輔)同九年八月に致仕して府中原宮谷○嚴に退居し一鷗齋
と號した。島主義純よこずみ・義智兄弟襲封の折、何れも幼少なるが故に、是を補佐し、猶天正十五年よりは秀吉
の命により島主義智に代り再度國政を見るに至り、朝鮮歸服の交渉に就いては後に述べる如く日夜苦慮
した。同十六年十二月に年五十七にして卒去し諡號を椿齡宗壽長壽院と云ふ。次に本文中に「筑紫乍見

物、可被成動座候」とあるを以て、或は讀者は秀吉西征の時、即ち天正十五年とも考へられ様が、後に記述するが如く、義調の秀吉の命に因つて對馬守義智(よしとし)(昭景)を伴うて筑紫に馳參したのは十五年五月にして、秀吉に面晤したのは同年六月七日箱崎の陣に於いてである。(寛政重脩諸家譜參照)當時義調等の既に六月上旬に筑紫に滞在して居つた事は、細川幽齋の「九州道の記」によつても證せられる。即ち「六月十日あまりのほどに香椎の浦、見にまかりて……對馬守護宗讚州より、此歌一首をくられて歌發句所望あり。既に早出船のよし、使のいへば、當座にかきつけてやり侍ける。」と見えて居る。又六月十五日には義調義智兩人は後に掲載の對馬一圓安堵の朱印狀(天正十五六月十五日と明記)竝に朝鮮國王參洛に關する交渉の委任狀とでも見るべき朱印狀を受けて居る。されば秀吉の其翌十六日に再度「筑紫乍見物可被成動座候云々」の文書を渡したとは考へられない。因つて本文書の年代は天正十四年であると信じて疑はない。丁度この年の春より島津氏の叛服が定まらなかつたので、其頃秀吉は翌春早々親ら西征しやうと企畫して、其節筑紫に於て義調に出會つて朝鮮打ち入りに關して期望を談ずるの考であつたものと思はれる。如上にて右文書の年代が確定すれば、「書出」に「卯月二日書狀云々」とあるに據つて、宗家よりの贈書に對する返狀なる事は明白であり、又宗家が秀吉に臣服の意を表示した時は、遅くとも天正十四年の春なる事が解せらるゝのである。

さて右文書中に「筑紫乍見物可被成動座候、其刻高麗國へ被遣御人數成次第、可被仰付候間、其砌忠

節可被申上候云々』と見えるが、これは本文中最も貴重にして看過す可らざる部分である。これに據つても秀吉は朝鮮の歸屬に關して、使文の往復の如き緩漫なる手段を講じて徒に日時を浪費するよりは、寧ろ干戈を以て攻略せんとする胸算であつた事が容易に察知せられる。是れより先き、永祿十二年正月秀吉の主、信長は將軍義昭を奉じて入京すると同時に、朝鮮との修交を計り、且多年斷絶の明との修交貿易をも復舊せんものと、翌元龜元年に僧天荆を朝鮮に遣して國交を求めしめたが、數年を経ても彼より何等の答禮が無つた。よつて更に天正五年再度使を遣はしたが、亦何等の返答がなく、其後三回目の使者某を遣はした處、漸くにして返簡(宣祖十四年 天正九年附)を得たが、それは修交拒絶の回答であつた。然し翌十年六月には本能寺の變があつたので、信長は或はこれを受取らなかつたかも知れぬ。(東亞之光記載田中博士の 豐太閤の雄圖に就て參照)

秀吉は兼てこれ等の事を聞知して居つたので、己の天下となるに及んで、今更改めて彼に使者を遣はすの愚なるを悟り、九州征伐を良き機會と思ひ、其の平定の餘力を以て一氣に朝鮮を攻取せんとの胸算であつたと思考せらるゝのである。又「書留」に「猶利休居士可申候也」とあるが、今日この利休の「奉書」が現存して居れば、右に關する詳細を知る事が出來たかも知れぬが、見當ら無いのは實に残念である。

猶餘談に亘るが、この利休居士に就いて少しく附記して置き度い。利休居士は云ふ迄もなく、有名な千宗易の事で、彼は一時は秀吉の寵遇を受け、天正十六年後陽成院天皇の聚樂第行幸の砌、居士の號を許されたと云ふことである。(人名辭典、國史大辭典參照) 若しも彼が居士號を天正十六年に受けたとすると、本文書

は天正十六年以後のものとなる譯であるが、これ等の説は誤で、「字野主水記」天正十三年七月七日に「京都ニハ、秀吉公申沙汰ニテ禁中ニ御茶湯アリ、雖無其例當時秀吉公此道御熱心之故也、宗易ヲ利休居士ニナサレ、禁中小御所ニテ御茶タツルナリ、』と見えるに據つて居士の號を許されたのは天正十三年十月である。又反對に本文書によつて利休居士の十六年説を破る事も出來て、利休研究史料としても亦貴重なものであらう。

次に朝鮮陣に關する朝鮮側の史料として、諸書に引用せられてある柳成龍の「懲毖錄」に

『萬曆丙戌間、日本國使橋康廣、以其國王平秀吉書來、……乃曰我使每往朝鮮、而朝鮮使不至、是鄙我也、遂使康廣來求通信、書辭甚倨、有今天下歸朕一握之語……』

と見えるが、萬曆丙戌は同十四年にして、我天正十四年である。この記事に就いて池内博士は

『野史初本（李植）の記事に由りて出でたる所なれども、「萬曆丙戌間」は「間」字の存するを以て之を觀れば、全然誤謬にあらずとするも、少くとも正確なる記載にあらず、野史初本の丁亥（天正十五）に係けたる從ふべきなり。』

自分はこの史料を信するのでは無いが、彼と特別の關係ある宗家のことであれば、秀吉より前記の文書を受取つて、實現せらる可き問題とは解せなかつたであらうが、多年中絶の通信使の復舊を彼れに促す爲め、其の年中に使者を差し遣す位の事はあり得べきことではあるまいか。然しこれ等に就いては對馬側

に信據すべき史料は今の處見當らない。この十四年の使者差遣の眞否は別として、上掲の文書の朝鮮陣に關する諸説に及ぼす影響は大なるものと思はれる。

其の後宗家と秀吉との間には無論使文の往復はあつたものと思はれるも、今の處確證する程の史料は見え無い。次いで翌天正十五年春、秀吉の西征となつて、三月一日に京都を發して、四月一日に肥後に至り十八日に八代に進み、五月朔日に川内に入つて同所の太平寺に陣した。同月八日島津義久は遂に屈して剃髪の上秀吉の太平寺の陣に參じ佐々成政・堀秀政の執成によつて秀吉に謁して謝罪し、秀吉は直に之を宥して、舊領を安堵せしめた。この時宗家にては一族佐須彦十郎調滿(兵部景滿)、柳川權之助調信(しげのぶ)竝に袖谷康廣を使者として、五月四日に太平寺の牙營に馳參せしめて其の戰勝を賀し、且義調・義智兩人の面謁の期日を問はしめた。其時使者の受けた左の朱印狀竝に日向守小西行長、大隅守九鬼義隆の書狀がある。

去月十三日書狀、今月四日於薩州千台川到來、殊差越柳川權助、鷹五居弟兄、竝花蒔十枚、弓五十張、同矢、悅思食候、抑九州儀悉平均被仰付、早被御隙明候間、至高麗國御人數可被差渡候之條、成其意可抽忠儀事肝要候、然者只今人質雖進上候、猶以實子可相越候、於延引不可然候、尙小西日向守可申候也

五月四日(朱印)

宗讚岐守とのへ

猶以、御鷹貳居虎皮貳枚、てりふ五端、被懸御意、過分至極候、輕嶺候儀候へ共、具足壹領令進覽候、表御祝儀斗候、以上

御狀拜見、竝柳川權之介殿口上、被仰越候趣、具承届候、則達上聞候處、被成御朱印候、猶以、被仰出御内證、從我等一書以、可申入旨、御託候

一御自身御出頭筑前表、可被成御出候、自然遅候と、其内殿下様御上洛之跡へ、御加候へと、如何候間、何篇御急可被成候

一爲御人質、内野善衛門尉、平戸迄御越候、重而近御親類間、被指出候へと、被成御託候、御一家内之内、御年少可然候

一高麗國之儀、急度被仰遣尤存候、自然返事遅候ハ、諸兵船悉至對馬、可被指出之旨、堅被仰出候、則柳川殿へ、直被成御託、御油斷候てハ、如何存候間、右之御分別專一候、其御咄候内五嶋より、賤舩堅申付而、其通可被仰遣候、自今權介殿へ申渡候、恐惶謹言

五月八日 行長(花押)

宗 讚 岐 守 殿 參御報

右の朱印狀中に「抑九州儀悉平均被仰付、早被御隙明候間、至高麗國御人數可被差渡候之條、成其意可抽忠儀事肝要候云々」と見えるが如く、秀吉には、島津氏の臣服によつて九州平定に歸して、何等の

憂なく、餘力を大いに海外に用ふるの時期の到達したので、兼ねて宗家に漏して置いた朝鮮出陣の事を正式に命じたのである。然しこの時、使者の柳川調信は才智の優れた者であるから、巧に秀吉に干戈を用ふるの非なるを説き、先づ使者を差遣して平和的に服従せしめるの得策なるを陳述したので、秀吉も彼の説に動かされて最初の志を翻し、因て使者を差遣し國王の入朝を促すことになつたものと信ぜられる。それは前記行長の奉書中に「一高麗國之儀、急度被仰遣尤存候、自然返事遅候ハ、諸兵船悉至對馬、可被指出之旨、堅被仰出候、柳川殿へ直被成御託、御油斷候てハ如何存候間、右之御分別專一候云々」とあり、又嘉隆の書狀中にも「隨而高麗國の御人數可被遣由御誕候條、別而御忠節專用存候、雖然御託言申候者、依様子御才覺可然存候云々」とも見えて居るに據つても、略推知せられよう。これ等の詳細は宗家以外の史料にても證せられ、今其の一二を掲げて見ると、五月二十九日秀吉の歸途八代より其の夫人北政所に寄せたる左の消息の一節によつても明かである。

昨日さつまのくにより、ひごのくにまでひき申候間御心やすく候べく候、○中略ゆきつしまのくにまで人じちをいたし、しゆしん申事、又こうらいのほうまで、にほんのたりゑ、しゆし可申よし、はやふねをしたて申つかわせ候、しゆし不申候はゞ、らいねんせいはい可申よし申つかはせ候、からこくまでてにいれ、我等一ごのうちに申つく可候云々(妙満寺文書)

又同じく六月一日熊本より本願寺に與へたる書狀の一節に、

高麗國事、以對馬者、色々御調物を備、重て人質を可致進上由、雖懇申候、御調物に事不入儀候、我朝之覺候間、高麗國王參内之旨被仰遣候、若於滯者、彼國へ相越人數被相究、成敗候事

とあるによつても證せられる。序で乍ら右の本願寺文書の「以對馬者云々」の解釋に就いては、池内博士は「宗家の言分としてはの義なり」と註せられ、又徳富氏は「對馬者の一種の媒酌口調と見るの他はあるまい」と述べられて居るが、宗家は既に先記の如く、天正十四年六月以來に朝鮮攻略につき内意を受けて居つた爲め何にとかしてこれを避けんものと、かく調物・人質の申出あるが如く装つたものではあるまいかと思はれる。猶、寛政重脩諸家譜に「十五年○天正豊臣太閤薩摩の島津義久を討て肥後國熊本に在陣す。義調家臣柳川權之助後下野調信をして彼地に至らしめて命をうく、」とあるは誤で、右の文書によつて正すことが出来る。

右の文書中に柳川權助の名が見えたが、同人は今後屢々あらはれ来る重要な登場人物であるから、少しく餘談に亘るかも知れぬが、同人の戸籍調べをして置きたい。(諸書によつては權助、權之介、權之助とあるが今、宗氏家譜、寛政重脩諸家譜に従つて權之助と記す)

權之助は徳川時代史上の一史疑と稱せられる「寛永の疑獄」即ち「柳川事件」の主人公たる調興しげおきの父調信しげのぶのことである。(柳川事件に就いては異日記述する考である。)この調信は「柳川一件記」に據れば、

柳川氏が其先祖は未考へ、或説柳川權之介後に下野と改名す商賣として上方へ往還する者なりし由、京都將軍之未衰微、其在所に使者を遣するの意味有といへども、其時分對州の士上方の勤務なく、其案内を不

知、柳川は案内者たるがゆへに、其使者に相附る、其時の働あるを以、義調君召出之、調の一字を賜奉仕するといへり。また天正十五丁亥夏、太閤秀吉公薩摩州を征伐したる故、九州一統秀吉公に相副す、故に心服を請の使を撰る、對州之士却て其案内を不知、當時權之介上方往來せし、殊に才智たる者故、召出之、調之一字を給り、柳川權之介調信と號し、使者として肥後國に到りて義調君昭景君後に改義智之言を啓す云々

この外宗氏家譜略、寛政重脩諸家譜、柳川記等に記す處も亦これと大同小異である。要するに調信は宗家譜代の臣ではなく、始は身分の卑い者であつたらしいが、上方の事情に通じ、且才智の優ぐれる者なので島主義調に用ひられ、秀吉西征の節は拔適せられて其使者となり、後には遂に家老格とまで累進したのである。殊に朝鮮との交渉に就いては、寢食を忘れて盡力し、天正十八年信使來聘の節には其の功によつて五位の諸大夫に任ぜられた程である。

さて義調は調信の報告により同年五月に島主の對馬守義智と共に筑紫に渡海し、こゝにて秀吉の凱旋を待ち受け、六月七日に筥崎にて、始めて秀吉に謁したのである。この時秀吉は義調に己の抱く外征の一大壯圖を語り、先づ其の手始として朝鮮へ討ち入の事について謀つた處、義調も亦調信と同じく其攻略の是非を説き、専心に平和的解決の得策なるを勧め、遂に國王入朝を引受けるに至つた。これ等の詳細は後に掲ぐる天正十七年三月廿八日の朱印狀によつてよく解せられる。義調のかく平和的手段を勸説した

のも亦一理の存する所である。即ち對馬と朝鮮とは一葦水帶で、殊に對馬の土地は山嶮で良田が乏しい爲め、古來生活の物資を朝鮮に得る所が多く、宗家の是を世領するに至つてよりは、通商貿易の約が(勘合符)結ばれ、又彼我共に吉凶ある毎に使者を遣して相ひ慶弔せしめて居た程の交隣があつたので、宗家側にて干才を避け平和的の解決を頻に勸説したのも亦無理からぬことと思ふ。徳富氏はこれに就いて、

對馬と朝鮮との交通は、單に便宜とか、贅澤とかでなく、其の生命の泉源だ。されば宗氏が此の間に處して、百方調停を圖りたるは、自衛の爲めに、已む可らざる事だ。宗氏の苟且、模稜手段は、頗る男らしからざる仕打であるが、其の生活上の脅威に處する苦境を察すれば、之を宥恕す可き若干の理由がある。(朝鮮役上卷一六一頁)

とさへ評せられて居る。猶、宗家と朝鮮との修交或は貿易に關しては史學第一卷第三號記載の拙稿「日鮮貿易史上の三浦和館」を参照せられ度い。兎に角秀吉は義調の熱心なる勸説に従つて、彼よりの回答を一應待つて事を決することなし、義調に腰刀一振を與へて渡海の勞を稿つた。其後同月十五日、義調、義智兩人の歸島に際して、次の對馬一圓の安堵狀並に覺書とても稱すべき文書を與へて居る。

今度爲御恩地、對馬一圓宛行畢、全令領知、向後可抽忠節候也、

天正十五 六月十五日(花押)

宗讚岐守とのへ

宗對馬守とのへ

今度九州之儀、背勅定、凶徒爲御成敗、令進發、悉任覺悟申付、隙明候之條、何之鳴々、不殘被仰付候、然處、其方父子早速令渡海之條、對馬一圓如先々宛行畢、全被領知、向後可抽忠勤候、次高麗儀被差遣御人數、成敗之儀申付候處、義調御理申之條、先々指延候、然者國王至日域、於參洛者、諸篇可爲如先規候、若遲滯有之者、卽時渡海被仰出、可被加御誅罰候、其時於彼國、一篇知行可被仰付候、早々此返答、不可有油斷候也

六月十五日(花押)

宗讚岐守とのへ

宗對馬守とのへ

さて義調のみならず、宗家側の者にして、この秀吉外征の壯圖を耳にした時は、何人も恐らく實現せられ得るものとは想像だも及ばないで、たゞ一時的の脅威位と思ひ、又其目的も足利時代の信使來聘の復舊位に留まるものと解したであらう。因つて宗家より早速通信使來聘勧誘の目的を以て使者橋康廣を渡海せしめたのである。この使者の渡海に就いての詳細なる史料は我國には乏しいが、彼れに左の史料が存して居る。(池内博士の論文参照)

萬曆丁亥○天正十五年五月東萊府使に拜せし秀廷菴の行年日記に曰く「是年○丁亥冬、日本國使橘康廣出來言、

新國王平秀吉廢前王、發兵平定諸島、欲與我國修好、請遣通信使、爲此而來云、宣慰使柳根下來迎接云

々。」又た安邦俊の野史別錄に曰く「是歲○丁亥九月、平曾○秀吉遣使和。」又た李植の野史初本に、丁亥九

月の一條を承けて曰く「日本國使橘康廣來聘、……秀吉言、我使每至朝鮮、而朝鮮使不至、是卑我也、

遂使康廣來求通信、書辭甚倨、有天下歸朕一握之語云々」又た漢陰文稿附錄に曰く「日本絶和久、至于

丁亥、馬島橘康廣始來、請通信云々」と見えて居る。野史別錄、征倭雜誌等には「使者を橘康光」と記し、又對馬の藩儒唐坊長秋の著對馬史略には「天正十五年秋に家臣橘康連を遣はず」と

記してある。橘康廣は柚谷康廣（子孫）のことにて、柚谷氏は世々朝鮮との修交貿易に關する文書記録を取扱ふ家柄な

ので、この使者として選定せられたのは故ある處である。序乍らこの柚谷氏に傳來の記録の一部は柚谷

記録と稱せられて、慶應義塾の圖書館或は帝國圖書館等に保存せられて居る。

秀吉は其後七月十四日大阪に歸着したが、宗家より右の使者差遣に就いて秀吉竝に行長等に注進したも

のと思はれる左の二文書がある。

就歸洛、早々言上、委細被聞食候、仍高麗之事、無油斷相究可申越候、依其趣急度可申出候、猶小西

攝津守可申候也

八月廿二日（花押）

宗讚岐守とのへ

猶以、御人質爲御替、佐須彦八郎殿御上洛、別而馳走可申之條、可心易候以上

御近札致拜見候、今度者筑前表早速被成御越、御仕合無殘所、可被下之御面目不過之候、其以後、自是
可申上候處、遠路故致無沙汰候處、早々御狀並御鷹忝存候、高麗國之儀、無油斷、御使者被指遣旨申
上候處喜思召候由、相心得可申上旨候、向後別而可得其意之條、爰元御用何事にても、無御隔心可被
仰付候、委細佐須右近殿迄申渡候、恐惶謹言

九月廿八日 行長(花押)

宗 對 馬 守 殿

參 貴 報

この頃肥後に封ぜられた佐々成政は領内の民田を勾檢した爲めに、封内釋騷として各所に土寇が大に
蜂起し、諸豪亦之を援助するに至つて、遂に成政自らは是を鎮靜し難くなつた。そこで秀吉は鎮西の諸大
名に令を發して成政を援けしめて、僅に平定する事が出来たのであつた。當時秀吉より宗家兩人に與へ
た左の朱印狀がある。

態染筆候、肥後國一揆等少々令蜂起付而、爲可成敗、小早川左衛門佐、黒田勘解由、並壹岐被差遣候、
毛利右馬頭も自身罷立候、猶様子爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、依一左右御人數之儀、大和大納
言、江州中納言、備前宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀可被仰付候、九州之儀者五畿内同前ニ被

思召候條、何之道ニも堅被仰付候へて、不叶儀候、殿下も來春者、至博多被成御動座、唐、南蠻、高麗國迄可被仰付候、然者高麗國之儀、以最前、筋目急度相究可申越候、猶小西可申候也

十月十四日(朱印)

宗讚岐守とのへ

宗對馬守とのへ

右の文中に「殿下も來春者至博多被成御動座、唐、南蠻、高麗國迄可被仰付候、然者高麗國之儀、以最前筋目急度相究可申越候」と見えるに據つて秀吉の壯圖の盛なるを猶更感ぜしめる。これ迄宗家豊公文書中には高麗の名のみ見えて居たが、こゝに於て、唐・南蠻の名が始めて顯はれるに至つたのである。又右の博多動座のことは是より先き西征の折、五月十五日太平寺陣中より向後の豫定を加須屋武則に報じた文書中に「然上、爰許被成御逗留、國之置目等被仰付、御隙明次第、筑前國至博多被移御座、彼地自大唐・南蠻國之船着候間、丈夫に城普請可被仰付候、然者高麗國へ被差遣人數、可被成御成敗事」と見え、又六月朔日の本願寺文書中に「筑前、筑後兩州、小早川に被仰付候、然者博多津、大唐・南蠻・自國々船着候間、殿下號御座所、普請申付、爲留主居、小早川在城候事」と見えて、最初は外征の牙營とする胸算であつたものと思はれる。

さて如上秀吉の鶴首して待て居つた宗家よりの吉報は、同年^{十五}中には遂に得る事なく、明けて十六

年となつたが、この間秀吉は宗家はもとより其交渉に關與して居る小西行長等にも再三催促したものと
思はれ、行長も亦家臣を態々對馬に遣して内々其様子を窺はしめるなどして居る。宗家文書中に左の行
長の書狀がある。

尙以預御使者之由、於下關承候、路次にて罷違不及是非候、迺自是在國中に、以使者可申入之條、
令省略候

改年之御慶重疊申納候、舊冬者、平賀彌右衛門差下申候處、種々御懇志之段、具申聞候、其節御報殊御音
信之段忝存候、將又肥後之國、去年一撥蜂赴付而、爲可被成其御糺明、中國西國之御人數被仰付、爲
其檢使、拙者も罷下候、内々自是以使者可得貴意之處、柳川方使者歸國之間、先令啓達候、四五月之比迄
者、九州可致在國之條、御用之儀御座候へと博多通肥後之國に可被仰越候、如何様自是も急度以使者
當年之御祝儀可申上候、次從高麗之御左右無御座候哉、承度存候、殿下様高麗之儀切に被成御尋候、
御吉左右臆而奉待候、猶追而可得貴意候、恐惶謹言

二月廿九日 行長(花押)

宗 讚 岐 守 殿

參人々御中

猶同日附の對馬守義智に宛てた略同文の文書もあるが今は略して置く。宗家側にては一方に秀吉或は

行長等よりかく文使によつて吉報を促がされ、他方に朝鮮の容易に受諾するものと心得たる通信使來聘の事さへ達せられず、所謂板ばさみの地位となつたのである。同年^{○十}六年に亦使船を遣はした様である。(?)これは宗家側の記録である松浦儀右衛門の朝鮮通交大記や寛政重脩諸家譜等に據れば、是年六月に橘康廣が彼地に使したと記してあり、又彼の隱峰野史別錄には「戊子^{○天正}平會又遣對馬倭橘康光來求和」と見えるので、使者の再度差遣せられる位はあり得べき事である。(池内博士は野史別錄の記事は前年九月に併叙すべき事實を此の春に分載したる誤謬の記事であると論ぜられて居る。)然るにこの交渉を一任されたる義調は不幸にして遂に其目的を達すること無く其年十二月に病沒した。

義調の沒後は、對馬守義智が襲封して、朝鮮交渉の任に當ることゝなつた。義智は將盛の五男で、永祿十一年に生まれ、始め彥三或は彥七と稱し、天正五年十二月足利將軍義昭より諱の字を受けて昭景^{あきかげ}と稱し、後義智^{よしとこ}と改めた。天正七年十二歳にして兄義純の封を襲けたが、猶幼弱なるにより讚岐守義調が國事を補佐した。襲封後朝鮮との交渉に盡力し、又朝鮮陣に於いては諸所に轉戦して功を樹て、徳川の世に移つては家康の命により、彼我の修交の回復に盡力する處があつた。元和元年正月三日、年四十八で卒し、石翁宗虎萬松院と諡し、府中^{○嚴}原町の宗家菩提所萬松院に葬つた。

秀吉は天正十六年も亦翹首した吉左右を得ること無く、空しく過ぎ、明けて十七年に愈々堪忍し難くなつて、當時九州在國の小西加藤の兩將をして討伐せしめることとした。然る處、義智は暫時の猶豫を

請うて、自身彼地に渡海して使命を果す旨を申出でた。因つて秀吉は是を許し、若しも今次彼にて應じない時には諸軍を發する氣込にて、其諾否の報知に就いても、京都迄通達するには相應日數を要するのて、直に九州在國の小西加藤の兩將迄通達する様に命じたのである。これ等の消息は、次の文書にて容易に解せられる。

去々年九州御進發之刻、以次高麗之儀、爲可被仰付、御人數被差遣候處仁、父子出之砌、於箱崎、高麗之事、何様共御意次第之趣、御詫言被申上、去年高麗國王可有參内由被申に付、被成御延引候、雖然至于當年遲參候、自然又如去年、滯儀茂可有之被思食、小西攝津守、加藤主斗頭兩人に、筑紫御人數共被差副、爲御先勢被差遣候處ニ、其方高麗に渡海仕、當夏中仁、國王令同心、可罷上候、御人數被遣候而者、迷惑仕由候條、今少可相延旨被遣候、成其意、國王參洛之儀、可相急事肝要候、少茂於相滯者、京都迄程遠候、小西攝津守加藤主計頭かた迄、一左右可申候、其次第可相動旨堅被仰出候、其段相心得、兩人かたへ早速可申届候、不可有油斷候、猶淺野彈正少弼可申候也、

三月廿八日(花押)

宗對馬守とのへ

義智は引受たる國王參洛の不可能なるは兼て熟知する所であるが、たゞ秀吉の意を解くべき素地となし、且つは對馬の安全を計る最上の策たる信使來聘を無理にも實現せしめむものと、早々僧玄蘇と柳

川調信等を隨へて彼の國都に赴いた。(この時博多の豪商島井宗室も同行して居る。)右の僧玄蘇は舊と博多松石山聖福寺の學僧で、仙巢と號し、早くより對馬に渡り、其の生年丁酉になぞらへて建立した以、庵に居住し、文筆に長ずるので、宗家に仕へて交通の文書を掌り、才智も調信に劣らぬ程の僧で、慶長十六年十月廿二日遷化した。交隣史料たる仙巢稿等の遺書がある。

朝鮮では義智一行の爲めに吏曹正郎李德馨を宣慰使に命じ、入京しては東平館に迎へた。この時彼にては義智を疑ひ左の如く記してあるは、恐らく當時一般に傳つた風説であらうが少しく滑稽に感ずる。

義智者、日本大將軍行長女婿也、爲秀吉腹心、對馬州太守宗盛長、世守馬島、服事我國、時秀吉去宗氏以義智、詐言、義智乃島主之子、熟語海路、欲導信使之行、故遣來、而實欲探試窮覘也、玄蘇謀士、調信勇將也、(宣朝寶鑑。)(○義智は此頃行長の女を娶り、關ヶ原役後これを離縁して居る)

今次義智等の渡海は從來の使者とは大いに異なつて硬強に出で、秀吉の出帥の且夕に迫るを説き、或は威脅し、或は悟すに至つた。こゝに於て彼にても稍々心動き、信使渡海の約と交換條件にて天正十五年春に、竹島を犯した倭寇の捕縛を要求した。義智は直に是を諾して、己は釜山に留まり、調信等を歸國せしめて倭寇嚮導者と目せられる彼の者沙火同○沙火同及び我海賊信三甫羅、緊時要羅、望古時羅等を捕へて彼に渡し、且被擄の鮮民金大璣、孔大元以下百十六人を刷還した。因つて彼にては義智の厚意に動かされ、李德馨、柳成龍等國王に勸めて、先づ倭情視察の名義を以て宗家の希望通り信使の渡海を

諾する事となつた。この時義智は國王に孔雀一雙に鳥銃數挺を贈つたが、彼れにて鳥銃を得た始めと云ふ事である。この信使渡海に就いて、行長が義智よりの通信を得て、淺野長政に報告して秀吉へ披露を求めた左の文書がある。(天正十七年十一月八日)

從高麗對馬守、飛脚差越申候、高麗人出船仕儀、しかと御請申之由申越候、雖然遠國にて御座候故、年内彼國往來も難成候間、正月中に召連、可罷渡由申候を、對馬守は高麗に、それ迄逗留仕候、對馬守に相添へ、高麗へ遣申候拙者使島井宗室、今明日中に可罷歸候間、是又召連罷登、彼國之様體可申上候、兎角日本へ罷渡候由申旨、慥に申越候間、先御註進申上候事、右之趣宜御披露奉願候(朝鮮役上卷より轉載)

この文書に於ては明かに高麗人と稱して三使の事を指して居るが、同年十二月廿八日秀吉より義智に與へた左の朱印狀には「國主參洛之儀云々」と明記して國王を指して居る。行長より長政を通じて三使の上洛を披露して居るのに、義智よりは國王の上洛を披露する譯は恐らくあるまい。兎角この朱印狀は解釋に據つて仲々興味あるものではあるまいか。

高麗鷹二居、同馬一疋、鞍置到來之、希有之仕立御感悅候、隨而國主參洛之儀、依寒天不自由、來春爲可召俱、其地滯留之段、長々之辛勞之至候、猶小西攝津守可申候也

十二月廿八日(花押)

宗對馬守とのへ

さて如上、決定した信使には正使に命知黄允吉、副使に司成金誠一、從事官に典籍許箴が各選ばれて、翌十八年三月國都を出立し、四月二十九日釜山浦を解纜して對馬の府中に渡つた。こゝにて約一ヶ月滯留し、次いで義智の案内にて七月二十二日京都に到着して、信使は洛北の大徳寺に、義智は本法寺に各投宿したが、當時秀吉は小田原征伐より東北經略中であつた。この小田原征伐は宗家に取つては寧ろ天祐とても稱す可きもので、徳富氏も左の如く評せられて居るが、實に適評である。

若し秀吉にして、對北條氏の問題がなかつたならば、對朝鮮の問題は、急轉直下したのであらう。頼ひに秀吉は關東征伐に事に、取り紛れたるが爲めに、朝鮮問題の解決に、若干の餘裕が出来、宗氏をして、一息嘘かしむる事が出来た。是れ宗氏に取りては、偶然の仕合であつた。

義智が前記信使を同伴して上洛の途上、秀吉は小田原陣中より左の朱印狀を送つて、其勞を稿らつて居る。されば國王の參洛を待つた秀吉は、この信使上洛をさまで不満に思はなかつた様に見受けられる。

高麗人召具可被上洛旨、言上候、路次永之苦勞由、不及是非候、猶小西攝津守可申候也

七月三日(朱印)

宗對馬守とのへ

秀吉は九月一日京都に凱旋したのが、信使を帶同して參内の是非が未決の爲めに、遂に延引して、漸く十一月七日に聚樂第に於て聘禮の儀を行つて國書を受けた。この國書は秀吉の天下統一を賀し、且自

今隣好を修めようと云ふのみで、証明嚮導に關しては一言一句をも記してはゐなかつたのである。(續善隣國實記參照)

然し、秀吉はこの來聘を善意に解したものでらしく、以外にも満足した。(この間宗家のもの、小西等が欺いて信使來聘を善い様に秀吉に陳述した爲ではあるまいか。)この時義智は信使同行の功により參議に任ぜられようとしたが、義智はこれを固辭して受けなかつたので、從四位下侍從に叙任せられ、且羽柴の姓を用ふる事を許された。後この官位は宗家世襲のものとなつたが、羽柴の姓は元和以後徳川幕府の命によつて一般に廢止せられるに至つた。又調信は五位の諸大夫に叙任せられ、僧玄蘇は紫衣を聽された。信使一行は聘禮後、數日にして堺に退いて返翰を待ち、それを受領の上、翌十九年正月に堺を發し、調信・玄蘇等に送られて、二月彼の國都に歸着した。

さて信使歸京後、其正副兩使の復命が一致しなつたが、遂に彼にては副使の言に従ひ兵禍の憂ないものと廟議決して、既に定めた防備をさへ撤廢する事となかつた。この時四月二十九日國王宣祖は信使護送の宗家の使者を引見して、調信に嘉善大夫(從二品朝官)の爵を、玄蘇に蜀紅錦を各々與へて其勞を謝した。

次に如上金誠一の言を信じた彼にては秀吉の返簡(續善隣國實記に載せるものと彼の宣廟實鑑、國朝實鑑に掲ぐる所とは若干文字に異同があるも其文意は全然同一である)の文意を眞面目に受取らずして、たゞ狂的の威嚇位に解して、國難の眉端に迫る事を察知する者はすくなく、其の後、この秀吉の書翰に對して兵曹判書黃廷或の手に作つた返書を送つたが、これは通信使の復

舊と贈品の謝禮で、其れに秀吉の証明に關する申出は、義として全然同意する事が出来ぬといふ斷り狀であつた。然しこの返簡は秀吉の落手する處となつたか否やは不明であるが、恐らく受取らなかつたものとの説である。かくて調信玄蘇の歸島するや、義智は兩人の使命を全くせずして歸來したので、自身六月再度釜山に渡海して其の邊將に警告した。(懲忠錄參照) 然しこの警告は何等鮮廷の議を動かす事なくして、其の勞は全く水泡に歸し、十數日滞在の後歸島した。これと相前後して明廷では朝鮮よりの内奏を待たずとも琉球等よりの警報によつて秀吉の外征の企圖を聞知したので、朝鮮に對して我が内情を諮問して來た。朝鮮にては十月に陳奏使として韓應寅等を差遣し、又後に調信玄蘇の使命竝に義智の警告の大要を陳述した上奏文を明廷に贈つて居る。(萬曆十九年十一月廿四日附) 從來の對馬側の史料に據ると是より先、義智は朝鮮の愈々應じないのを見、平和的解決の萬策茲に盡いて、干戈に訴へるの外手段無いものと覺悟し、秀吉に前後の事情を陳述して外征の先鋒とならむ事を告げたと記してあるが、自分の考にては義智は未だ秀吉にこれ等の事情を陳述しなつたものと思ふ。寛政重脩諸家譜に、

六月義智釜山にいたり、大閤の意を告ていはく、われ命をうけ朝鮮をして嚮導となさんと欲す。いま明國をして我國に和を請、好を通ぜしむるのほからひなきについては、貴國の禍もまた旦夕に及ぶべしと、しかれどもなを應ぜず、こゝにをいて義智かへりて太閤につげ、朝鮮國の地圖を献ず。よりて彼國征伐の儀終に決し、義智をして先鋒たらしめ、米一萬石、白銀千枚、兵仗、火藥を賜ふ。

一方秀吉は朝鮮の嚮導の任に當ると否とを問はず、東北の平定に歸すると同時に着々として征明に關する巨細の準備に急がはしく、天正十九年春には船舶徵發の令を出した。それも同年八月五日に愛兒鶴松を失つて以來は、急轉直下の勢になつた事は現存の豊公文書に據つても明であり、更に同年十二月二十八日に關白職を甥の内大臣秀次に譲り、自ら太閤の稱を用ひたが、蓋し全力を外征に注がんが爲めであつたのであらう。翌二十年正月五日には征明の動員を命じ、諸軍に左の壹岐、對馬、高麗の禁制を頒布して居る。

禁 制

高麗國

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人竝百姓等、非分儀申懸事

右條々堅令停止訖、若違犯輩於在之者、忽可被處嚴科者也

天正二十年正月日(朱印)

秀吉のこの高麗國禁制は大いに注目すべきもので、朝鮮を壹岐對馬と同様に征明軍經由の地と見なして居つたものと思はれる。即ちこの禁制頒布の當時は義智より未だ朝鮮の嚮導拒絶を陳述せなかつた時で、秀吉は其の任に服従するものと堅く信じて居つたものであらう。

こゝに二つの左の文書がある。

就唐入儀、高麗國御人數被成御通候、然そ高麗國儀、先年以名代御禮申上候條、無御別儀候、右之趣其方高麗へ可申聞由、御理申上候付而、三月中壹岐對馬仁、在陣儀被仰付候、若人數相通候事、於票異儀は、卯月朔日御人數被差渡、高麗國可有御退治候條、可成其意候、則小西攝津守被差添候也

正月十八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

急度被仰出候、高麗儀小西攝津守其方罷越、三月中ニ可相究旨、先度言上候、然者加藤主計頭は高麗一里二里之際島々に相移、其外九州、四國者共、壹岐對馬ニ陣取、其方一左右可相待旨、被仰出候條無油斷可申付候、異國者手ぬるく候與存、あなつり申間敷候、御目少御養性ニ付而、三月十日比ニ被成御動座候間、得其意、卯月十日以前ニ、高麗儀可相極候、十日ニ御出馬候共、依様子早船ニても、不移時日、可爲御着座候條、聊不可油斷候也

二月廿七日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この文書に據ると、義智・行長兩人の彼地に渡海して、朝鮮の假道に順服するや否やを三月中に確かめるので、それ迄、諸軍は壹岐對馬邊に陣取り、其の報知次第攻略するといふ手配である。朝鮮の我が

意に應じない事は、既に明白となつて居るにも係はず、徒に出帥の期を遷延せしめるのは、何にか譯のひそむ事と思はれる。彼地に渡海を約した義智・行長の兩人は三月十三日即ち秀吉の進軍令を發した前日に漸く對馬の府中。殿に渡り、其後順風を得なかつたのか、漸く四月二日に北端の大浦に着して居る。彼等兩人は何故か約束の如く渡海しなかつたが、僧玄蘇と思はるゝ使者が代りに赴いて居る様である。それは僧天荆の西征日記四月七日の條に「自朝鮮送使之船二隻來、一隻二人、一隻三人合五人、漂波來」と見えて居る。然しこの使者は朝鮮の假途の要求を拒絶した事を報告したものであると思はれる。それは彼等歸着後、數日にして愈々朝鮮侵略の決行を見るに至つた事によつて察知せられる。

さて他方、秀吉は出陣を吉例に依り、三月朔日と定めたが、輸送の都合と自分の眼病の爲めに段々に延引して、三月二十六日發途したのである。其出陣は前古無比の行装と云はれ、當時の公家の日記類に「大閤入唐御出陣也、美麗言語道斷也」(言經卿記)とある程で、四月十日廣島に、十九日に小倉に、二十五日に大本營である名護座に到達した。其の小倉に到着した日に、左の文書を義智に發して渡海について注意を與へて居る。(この時、既に諸軍は渡海して釜山東萊等を陥落せしめて居つた。)

急度被仰出候、高麗へ渡海之儀、九州衆、四國衆、中國衆船共相揃、可罷渡之旨、最前被仰出候へ共、無御心元被思食候付、紀伊國警固船、藤堂佐渡守被仰付、竝九鬼大隅守、脇坂中務少輔、加藤左馬助、備前之警固船、重而被仰付被遣候條、各申談、令渡海、高麗之船付へ取上、御注進可申上候、但順風

能々見斗可相渡候、急候て自然下々迄越度於在之と、可爲曲事候、先々御人數津かへ候故、今日十九日至小倉、被成御着座候、尙黒田勘解由可申候也

四月十九日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

三

前記の如く朝鮮の我が要求に應ぜぬ事が愈々明白となつたので、我軍は征鮮に決した。因て十一日○四に出船する事となつたが、順風の都合で翌十二日辰刻大浦(對馬)を發し、申刻尾に釜山に到達した。然し直ちに攻め入らずして、猶又義智等は其の僉節制度に送書して假途の諾否をたゞしたが、彼にてはもとより應じなかつたので、愈々侵略と決し翌曉上陸して先づ釜山城を攻圍し、容易に是れを陥落せしめた。次いで翌十四日には東萊に進軍して其の城を包圍して是れ亦何ん無く陥落し、又十五日には其虎勢を以て更に機張及び營牙等をも抜いた。因つて義智はこの戰況の詳細を名護屋の本營に注進した處、秀吉は二十二日に其捷報を手にして、左の感狀を與へて戰功を賞した。

去十五日注進狀竝繪面、今日二十二到來、加披見候、抑大明國爲涎伐、先朝鮮國に可被成御動座處ニ、御詫言申上付而、朝鮮儀被成御赦免處、以三使御禮申上候、然間大明國へ御動座之路次、可被成御通

立旨、被仰出候條、案内を可仕處ニ、却而依敵對申、釜山海之儀責崩、悉討果、不休其息、とくねき城乗破、是又不殘刎首付而、以其響城々十一ヶ所退散之由、被聞召届候、殊粉骨之動神妙ニ被思食候、九州四國中國其外船手之人數、追々差遣候間、申談、此上ハ無越度様ニ相申、都へ之事舟合跡々人數引付可相動候、備前宰相至而釜山海可相渡之由、被仰遣候條、可成其意候也

卯月廿二日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

序乍らこゝに附記して置きたい事は東萊城陷落の節、其府使宋象賢の退ぞかず、奮戦して遂に斃れたのを、我軍これを勇者となし、鄭重に葬つた一事である。寛政重脩諸家譜には十四日進みて東萊をせめ、城すでに陷。府使宋象賢かたく坐して去らず、終に刃をうけて死す。行長義智其命を守るを感じ、これを斂め標を立てそのよしをしるし、云々

又彼の書宣祖寶鑑には

象賢登城南門、督戰半日而城陷、象賢甲上被朝服、坐椅不動、賊兵遂集、欲生執之、象賢以靴尖拒踢之、遂遇害、將陷、象賢知不免、手題扇面云、孤城月暈、大鎮不赦、君臣義重、父子恩輕、付家奴、歸報其父復興、既死、平調信見之、歎悼、爲棺斂埋城外、

とあるに據つても事實であらう。これは高野山に於ける島津義弘忠恒父子の「朝鮮陣敵味方供養碑

〔慶長四年六月〕と共に朝鮮役に於ける特筆大書せらば美談で、共に我が武士道の精神の發露と云ふべきである。

次いで秀吉は義智に左の朱印狀を與へて、通仕（通詞、通事）即ち通辨竝に案内者を各軍に配附する事を命じ、猶「にくんへかましき心不可持候也」と悟して居る點などは特に注目すべきであらう。對馬の者は彼國との貿易上、彼言語に通ずる者も多く、又釜山の鮮人中には我言語を解し、中には彼我婚を通ずる者さへあつて、彼れにてはこれを倭戸或は麗倭と稱して居つた。宗家にては秀吉の命により通仕を諸軍に配したが、中には左の如く鮮人の通仕をも分配して居る。これ等は即ち倭戸であらう。

石田治部少輔に李、朴。大谷刑部少輔に殷。増田右衛門尉に金。安國寺惠瓊に朴の各通事、（抽谷私記朝鮮陣記）

急度被仰出候、高麗國通仕並案内者、四五人、黒田甲斐守に、可相渡候、其外諸手へも、可渡候、にくんへかましき心可持候也

卯月廿五日（朱印）

羽柴對馬侍從とのへ

又秀吉は日夜相ひ續いて來る出征軍の連戰連勝の吉報に接する毎に、雄心勃勃々として禁じ難くなつて、自ら進んで異域に渡海して貳貅を指揮せんものと、早々諸軍に船の準備を命じたのである。義智も亦是

に就いて左の命令を受けた。

急度被仰遣候、於京都被思召候ハ、各護屋ニ卅日も御座候て、先々へ御人數をも被遣、其上よて可被成御渡海と思食候へ共、名護屋へ被成御着座候へハ、片時も急御渡海有度候條、各手前舟有次第、慥奉行相添、至名護屋可差越候、御自身可被成御請取候、渡海之人數多少、舟數よて可相見候條、荷物悉上置候て、商人舟迄手前持内相改、可差越候、此時之條少も於由斷え、其曲有間敷候、委細安國寺西堂、寺澤忠次郎兩人申含遣候、猶各由斷候て、舟越候らすハ、直に御手舟よて、一萬二萬よても、高麗へ無御座、直に大唐へ可有御座候條、入幡大菩薩、各々こされましく候也

卯月廿八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

義智行長の先鋒軍は四月十七日の密陽、二十日に大邱二十七日忠州、五月一日に驪州と、日を重ねる毎に國都に近づき、二日に何ん無く京城を陥入れたが、この時國王は既に平壤に逃去して居つた。義智は四日京城占領の次第を認め又家臣調信を名護屋に遣して其戰況を具陳せしめた。(寛政重脩諸家譜參照)

この時秀吉は左の朱印狀を義智に與へて其勞を犒ひ、且又渡海につき船の準備を命じて居る。

去四日注進狀竝柳河權介口狀、具被聞召届候、高麗之都、去二日落去之儀、仍爲案内者、此中動無油斷故、早速右之通辛勞之至候、然そ急度上様被成御渡海、諸事可被仰付候之條、其方船共慥奉行相副、

有次第早々可差越候、次權介對馬ニ在之而、御座所船等之儀、可致馳走旨被仰付候、委曲小西攝津守
あへ、被成御朱印候間、可得其意候、猶施藥院可申候也

五月十八日(朱印)

羽柴對馬守とのへ

さて先きの文書竝にこの文書によつても、かく秀吉の渡海は確固たるものであつたのに、計らずもそれを明年に延期することとなつた。これに就いては普通に後陽成院天皇の叡慮と云ひ、又生母大政所の心痛と云ひ、又其の卒去に據るとして居るが、これはたゞ従たる理由で其主なるものは即ち徳川家康、前田利家等の長老の諫止であつた。それは當時在陣の諸將に與へた左の文書○六月二日よつて解せられる。

急度被仰出候、今度之出船に、可被成御渡海被思召、既馬廻小姓乗船之刻、家康、利家其外面々共、當月來月之儀者、不時早風有之事候條、是非御渡海御延引可被成旨、達而言上候、第一御跡に有之而、御舟之戻相待候ハ、八月九月打過、舟之往來相止時節に成候へは、外聞實儀共に相果之旨、様々歎被申候條、來年三月迄御延引立分に候(朝鮮役上卷 四八三頁)

この家康等の云ふ「不時の風早」を以て渡海延引の理由した事に就いて、杉村勇次郎氏は其著「軍事的批判豊太閤朝鮮役」に於て次の如く論じて居る。

抑も徳川家康及び前田利家は共に思慮周密なる老功の武將にして、家康に至りては、殊に遠謀深慮を

以つて稱せらる。六七月早風の虞あるは、天正の末年、文祿改曆の年に限るに非ず。其の明を征し、韓を伐たんと志す以上は、まづ第一に念頭に浮ぶべきものは、恐らく海上の事なるべし。即ち早風の如きも、名護屋に著し、若しくは京都を發する時より考慮すべき問題にあらずや。四月末、乃至五月十八日には何の分別もなく日を送りて、六月に入り、乗船せんとして既に馬廻小姓等相調ひし刹那に及び、始めて早風に念を及ぼし、豊公をして前言を食ましめ、一面全軍の志氣に一大頓挫を加へしむるが如きは、智謀ある家康等の言として首肯する能はざる所にして、講究の由つて起らざるを得ざる所、實にこゝにあり。

夫れ名護屋、釜山間は眞に一衣帶水のみ。而も兩港の間には適時の避難所として、壹岐、對馬の兩島を控へたり。既に振古未曾有の大輸送も圓滿に行はれ、現に韓土との交通の爲め、我が船舶は日夕に往來せるに非ずや。仍つて意ふに、風浪固より虞るべからざるに非ずと雖も、更に一層怖るべき危険の眼前に迫り來れるものありしにあらざるか。何をか危険と云ふ。曰く李舜臣の活躍是れなり。

(九〇頁)

即ち杉村氏は李舜臣の率ゐる水軍の朝鮮海峽活躍の危険を以て早風難と指稱するものと云はれ、猶同氏は我水軍編制の不備を以て朝鮮役失敗の主なる原因の一と指摘論評せられて居る。丁度秀吉の渡海延期を公にした時に前後して、玉浦、唐浦、閑山洋等に於て彼の龜甲船の爲に我水軍の到る處に困難に陥入

つた事は事實であつた。又徳富氏は此の渡海中止に關して

要するに秀吉は自己渡海の延期が、少くとも外征の運命に、何等の影響なきを前提として、枉げて家康、利家等の異見を容れたのであらう。併し此の延期は、外征の運命に向つて、一大頓挫を與へた。

此れが確かに外征失敗の唯一原因たらざる迄も、重なる原因の一であつた。彼は其の第一着に於て、自から致命傷に罹つたのだ。(朝鮮役上卷 四八八頁)
と云はれて居るが適評である。

宗家文書中には、右の文祿元年五月十八日以降翌二年二月に至る間の豊公文書は自分の調査した處では見當らなかつた。それ故其の期間は簡略に記して置く。

義智は行長等と共に六月十四日に平壤に入つた。然し間も無く七月十九日に明の援兵として遼東副總兵祖承訓は兵五千を率ゐて平壤を掠取しに來たので、我軍は克く防戦して遂に敵の裨將等を打取り、敵兵を却走せしめ、又八月一日に巡察使李元翼巡邊使李賓等は平壤に攻め寄つたが義智等は是れをも亦撃退した。其後九月二十九日に遊撃軍と稱する沈惟敬、順安等平壤に來り、城北の降福山下に於て我使僧玄蘇と會して和を申出でた。我軍は彼等を輕信して其計中に墮入るのも氣付かず、彼の希望通り五十日間の休戦を約した。然し彼等は約の期日に再ひ來らず、漸く十二月下旬に來たが、遂に要領を得なかつた。この休戦期に於て彼にては兵備を整え、提督李如松は二十四日軍を率ひて鴨綠江を渡り平壤に攻め寄

り、翌文祿二年正月五日に攻撃を開始した。こゝに於て我軍始めて彼の罨に陥ち入つたのを知り、向へ撃つたが反つて勝利無く、終に七日夜平壤を棄て、退軍し、二十一日に諸軍は京城迄引き上げた。明軍はこの勝に乗じて南下し、二十五日に開城に陣した。こゝに於て翌二十六日立花宗茂等は軍を率ひて逆襲に開城に向つたが、途中礪石峴の前方に於て明將副總兵查大受、鮮將高彥伯の軍と出會つて激戦し、この時小早川隆景等の軍も來援し、更に礪石峴を越えて明軍を大破した。是れ即ち史上に名高い碧蹄館の戦である。敵將李如松は二十七日開城に敗走し、其後平壤に引き上げた。

翌月九日秀吉は義智に左の朱印狀を與へて、再び渡海の準備として名護屋に船舶の廻漕を命じた。就被差遣淺野彈正少弼被仰出候

一舟相揃次第可被成御渡海候條、高麗有之舟共之儀と、不及申、面々在所へも申遣、此時候間、舟數有之様ニ、入精可有馳走候、於名護屋、可被爲請取候、一艘も多程、可爲手柄候、然そ一手く、組々と仕、慥成奉行相副、彈正奉行相加、名護屋へ可差越事

一各兵糧事、多蓄候程、可爲手柄候、左候とて、兵糧無之候を、所持候様ニ申成、下々迷惑させ候ハ、可爲不相喜儀候、然者何迄之兵糧有之通、指日限、人數も各如在ニてハ、有間敷候條、當分軍役程、無之候ても、不苦候條、有次第相改、一札を出、兵糧手寄くニて、可請取事

一猶以、船到來次第、被成御渡海、御仕置段可被仰付候間、彌以不可有油斷候、委細淺野彈正少弼可

申候也

二月九日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

爲番替、福島左衛門大夫被差遣候條、被仰出候、其儀普請丈夫に申付、小勢ニても相拘候様ニ、令覺悟候て、心安可有在番候、不可由斷候、兵糧之儀、當春又追々被遣事候、得其意萬可入情候、長々辛勞候共、猶福島右衛門大夫可申候也

二月廿八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

先の碧蹄館の戦は沮喪した我軍の士氣を振起せしめたが、在陣將卒は最初の豫測とは大いに異なるので次第に戦に倦怠し、夜は家郷を夢み、所謂ホームシックにより密かに逃還するものさへ出來て、名護屋の牙營の幕僚も亦早や媾和を希望する様になり、他方明軍に於ても碧蹄館の敗戦より其主將李如松すら媾和を急ぐに至つた。然し朝鮮側にあつては國王李昭始め柳成龍等媾和に反對して其の成立を妨げたが、これ亦無理からぬ事である。

其の後、李如松は遂に三月十五日に沈惟敬等を媾和條約締結の爲京城に遣した。この媾和は我軍も亦望む處により、早速行長等彼等と會見して其假條約竝に休戦を協議した。後、沈惟敬は約日より少しく遲

れて、四月上旬所謂人質として徐一貫、謝用梓を伴うて來たので、我軍は約の如く四月十八日京城を撤退して南鮮の諸城に據る事となつた。而して行長は徐、謝兩人を伴うて五月八日に名護屋に赴き、沈惟敬のみは釜山に滞つた。行長等は十五日に名護屋の本營に到着したが、徐、謝の兩人は意外の優遇を受け二十三日に秀吉に謁し、二十八日より三奉行等と媾和の條件に就いて協議した。其後兩人は我使者なる義智の家臣早田四郎兵衛某と行長の家臣小西飛彈某(内藤如安)と共に條約議定の爲北京に赴いた。これと相前後して左の朱印狀がある。

知行方爲物成、現米壹萬石令扶助訖、此内參千石、只今被仰付候、成其意彌可抽忠功候也

文祿貳

五月廿一日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

高麗國代官所儀、以繪圖被割付候、別紙如一書、應分際、手前請取所、政道法度已下、日本如置目申付、百姓召置、年貢諸成物可被納候、然者大明へ道筋御座所普請申付、爲其代官、在番可仕候、猶石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衛門尉可申候也

六月三日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

爲當番手相殘儀、打續辛旁之至候、其許様子慥被聞召届候、委曲岡田勝五郎ニ、被仰合候、今度之急劇是又具可相達候、彌屬靜謐候、不可有氣遣候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔、中山山城守可申候也

八月廿八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この休戦中には晋州城陥落(六月二十九日)のみにて特筆すべき事無く、在陣の諸將卒はたゞ占領の諸城を守るのみであつた。然し秀吉は次の文書に「大明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召ニ付而、城々被仰付各在番候」又「一自大明佗言之筋目、兼而より實儀とは不被思召候之條、城々丈夫被仰付儀ニ候」と見える如く、明の我が條件を容易に聽納するものとは考へず、何時再戦あるかも計られ無いので、在陣諸將に城々の普請、兵器兵糧の準備を嚴重に命じ、又異域滯陣の苦痛は「東國北國之者共、令在洛普請等仕儀校候へと、其地者心安儀候」と悟して居る。

猶以態御使者可遣之處、岡田相越候條、具被仰合候間、能々可承届候也

其方手前居城普請等之儀、度々如被仰遣候、彌入念丈夫ニ可申付候、大明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召ニ付而、城々被仰付、各在番候、九州同前ニ令覺悟、有付可有之候、東國北國之者共、令在洛普請等仕儀校候へと、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被仰付、赤國を始、可被加御成敗候、於其上

大明御詫言申上候へ、隨其可致仰出候條、彌不可有由斷候、猶增田右衛門尉、石田治部少輔可申候也

九月廿九日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

態被仰遣候、其表長々在陣卒勞思食候、然を普請以下丈夫ニ可申付候、いやしみ候て、諸事由斷仕、無越度様ニ可致其覺悟候、主人儀は不及申、下々迄燒火を仕、ひえぬ様に在之而、不煩様ニ可仕候、何ニても用之儀候と、可申上候、猶長束大藏大輔、木下大膳大夫可申候也

十一月十日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

右の朱印狀の如く秀吉の寒中在陣について懇ろな注意は實に感服し、秀吉の將卒に對する溫情が紙面に溢れるを覺えるのである。

爲其城置兵糧、八木千石筑前博多ニおゐて、可被成御渡候間、手前之船を申付差渡、山中山城守、石川紀伊守手前より請取、藏を造可入置候、則加子爲飯米百石ニ付而、四石宛被仰付候、

一釜山浦ニ有之置兵糧、何も城々へ割符仕、可相渡旨、寺澤志摩守ニ被仰付候條、是又請取、藏を立可入置候

一右置兵糧自然時々爲用所、被仰付候間、召遣儀爲曲事候

一石火矢三挺、藥五百斤、玉五百斤、唯今被遣候、竝先年被遣候大筒玉藥を、城々割符仕、可相渡旨、寺澤ニ被仰付候間、是又可請取候、猶増田右衛門尉、徳善院、長東大藏大輔可申候也

三月十八日(朱印) ○文祿三年

羽柴對馬侍從とのへ

かくして在陣二年餘に亘るので、將卒中には既記の如く密かに歸國する者朝夕に増加し、秀吉は是を嚴禁して、違背の輩は嚴罪に處する旨の命令を出すに至つた。(五月三日) 然し其後、半年立つて(十二月二十日) 在陣將卒の一部を交代に歸國せしめる様にしたが、これは却て好結果があつたものと思はれる。先年の歐洲戰爭に於ても此例があつたと聞いて居る。

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越を、聞付次第、成敗可仕候、自然拘置、何ると違亂之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶淺野彈正少弼、稻葉兵庫頭可申候也

五月三日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

永々在番辛勞之至候、番普請等無油斷候旨、被聞食届候、寒天之時分、加養生勇健之儀肝要候、多人數之手前三分一、小數ハ半分、令在陣、下々替々、本國用所可爲相叶候、明後年關白殿(秀次) 先名護

屋迄動座候て、筑前中納言、備前中納言始而、令渡海行之儀、可被仰付候、其刻人數令奔走、別而可抽粉骨候、來春早々御兵糧米可被指渡候、尙淺野彈正少弼、山中山城守可申候也

十二月二十日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

文祿二年六月に媾和談判の爲に差遣せられた如安等よりは、其後一年半を經過するも何等の吉報が無いので、秀吉は媾和に就いて幾分疑念を抱くに至り、滯陣將卒に重ねて何時にても應戰の出來得る準備として、城壘の修理竝に兵糧彈藥の準備を嚴重に命ずる様になつた。これ等の消息は左の朱印狀によつて察知する事が出来る。

態被仰遣候

一當年動之儀、可被仰付と、思召候處、寺澤志摩守參上仕、先當年之動、無用由各言上通、被聞召届候事

一來年關白殿有出馬、諸勢渡海之儀被仰付、城々傳之城迄、此方御人數被入置各動之儀、丈夫ニ可被仰付候條、成其意可令用意事

一兵糧之儀最前被遣候分、何も入替置候由、尤ニ思食候、猶以、只今三萬石餘被遣候條、各令割符、釜山浦ニ藏を造可入置候、動候時兵糧ニ可被下事

一自大明佗言之筋目兼而より、實儀とハ不被思召候之條、城々丈夫爲被仰付儀ニ候、然者朝鮮之儀九州同前ニ思召候間、行々ハ何も内輪替ニ被仰付、面々も歸朝仕、致御目見候てより可被遣候、此通下々も申聞、無退屈様ニ可令覺悟候、關東北國出羽奥州果迄不殘令在京、普請等被仰付候、其ニたくらへ候へと、各在陣不數候事

一城廻田畠令開作、彌有付可申候、猶寺澤志摩守ニ被仰合候、竝御目付として、重而別人可被遣候也

正月十六日(朱印) ○文祿四年

羽柴對馬侍從とのへ

次いで四月二十六日に義智は左の朱印狀の如く、在陣の功により薩摩國出水郡内壹萬石を扶助せられた。猶同郡の「知行方目錄」竝に其代官の書狀があるから附記して置く。(この出水郡の地は、役後、慶長四年正月に島津氏に在陣の賞として附與せられることなり、其の代として義智は正月二十五日肥前國養父郡内、同基肆郡内合せて壹萬三十七石を與へられた。(附録文書參照)この地は普通に宗家、田代、領と呼んで代官を置いて治め、明治維新に至つた。)

薩摩國出水郡内壹萬石事、相添目錄別紙令扶助訖、全可領知者也、

文祿四年

卯月二十六日(朱印)

羽柴侍従とのへ

文祿四年卯月廿六日

薩摩國出水郡内知行方目錄

羽柴對馬侍従

謹言上仕候、去廿三日薩州出水郡對州様至御知行所、入部仕候、從先代官衆御帳請取、御意旨を百姓等ニ申聞候、御書何も百姓中致拜見、忝之由申御事

一御知行所海山近、竹木、さうし、鹽燒など御入候之旨、可然候事

一荒地御座候へ共、立も能見へ申事

一當納之何も請札ニ申付候、知物成候辻書付、懸御目候間、其元可然様ニ、宜預御披露候、誠惶謹言

七月六日

小西彌兵衛

親 二 (花押)

奥村德右衛門尉

進上 村 尾 彌 七 殿

道 攝 (花押)

是れより先き文祿二年六月明使謝用梓、徐一貫の歸國の節、我使者として遣はされた小西如安等は沈惟敬と七月二日京城に入り、翌三年十二月七日略一年半にして北京に到着した。同十四日に朝見の事があり、二十日に兵部尙書石星等と會見し媾和條件に付いて議したが、其條件竝に如安の返答を見る時は何人も正氣の沙汰とは思考し得られ無い程である。こゝに於て彼にては冊封使を遣はす事に決し、正使として李宗城を、副使として揚方亨を、參讚官として沈惟敬を各任命した。一行は如安等と共に文祿四年二月北京を出發し四月に京城に着き、九月釜山に到着した。この時沈惟敬のみは準備と稱して、翌慶長元年正月行長と共に我國に赴いたが、其間正使李宗城は秀吉の冊封を甘受せないのは當然の事で、其結果身に及ぶ危殆に心付き四月上旬夜半微服して逃走した。よつて揚と沈とは累進して正副使となり、五月十五日一行釜山を發して(この時沈は既に伏見に行つて居る。)八月中旬に堺に着した。是より先き明使の一行釜山に到着するや、行長、調信、如安等は明使と會して朝鮮よりも亦使節を出させやうと議し、各々朝鮮に懇通したが、彼にては頑然として應じなかつた。然し再三懇通し、漸く黃愼、朴弘長を通信使として冊封使に追陪せしめる事となつた。鮮使は八月四日調信等の案内で釜山を出發し十八日堺に到着した。當時七月十二日以來伏見城は連日の大地震によつて大破を蒙つたので、延引して九月一日大坂城に於て秀吉は明使を

引見した。(朝鮮使は引見しない)然る處翌二日に、國書中の「奉爾爲日本國王」の語句とも云ひ、或は鮮使の無禮とも云はれて居るが、秀吉は大いに憤怒し、明使に即刻歸國を命じ、又鮮使を斬殺せんとした。(兩使は五日堺に退き、其後歸國の途に就いた。)こゝに於て足掛四ヶ年を費した媾和は遂に成就せずして再度干戈を半島の野に動かす事となつたのである。

四

かくして慶長の役の場面は展開せらるゝ事となつたのであるが、其對象は前役の明にあつたのに反して朝鮮となり、これも懲罰の出帥であつた。この時行長は渡鮮して沈惟敬と相ひ圖り朝鮮王子の來謝を以て秀吉の憤怒を宥め、且は交戦を避けやうと努めたが、遂に其目的を達し得なかつたのであつた。秀吉は慶長二年二月二十一日出征軍の部署編制を定め、小早川秀秋を總大將とした。然しこの時の兵數は前役の半數(十三萬)にして、諸將卒共に永き在陣に倦疲し、且朝鮮内地は荒廢に歸して得て食ふべきものも無く、又後方よりの兵糧の輸送は甚だ敏活を缺いたので、僅かに南鮮の諸城を攻撃し、或は既に占有の地を固守する位に留まり、一氣にして國都否な平壤迄進撃した昔日の面影は無かつたのである。この後役に於ける宗家豊公文書は、前役に比しては僅少なので極く簡単に叙述して置く。五月一日(慶長二年)に秀吉は義智に唐島たぐさうを與へた。この唐島は即ち慶尙南道の巨濟島の事である。寛政重脩諸家譜にはこれを『朝鮮の南邊にあり。對馬國人これを唐島たぐさうとなづく。』と註してある。

朝鮮國唐嶋之事宛行訖、全令領知、可抽忠節候也

慶長貳

五月一日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

巨濟島と云へば、不振の我が水軍が七月十五日大勝利を博した處である。即ち前役に於て我軍を屢々危期に落ち入らした彼の統制使李舜臣は、我軍の反間の策か、はた黨争の爲か一時退いて、元均彼に代はるに及んだので、我が軍この好機を得て大いに彼の水軍を撃破したのである。この海戦の勝利は沮喪した我軍の士氣を再び振起挽回せしめるに力あつて、秀吉は義智始め参加の諸將に各々感狀を與へて是を賞した。(寛政重脩諸家譜、鍋島文書、毛利文書参照)

この後義智外五將に與へた左の朱印狀がある。これは戦況一變の節は注進次第秀吉自身出陣するを誓つて大いに士氣を鼓舞したものである。文中に「先年可被成御渡海と思召、既御馬迄釜山浦へ雖被差遣候、各依相留無其儀、于今御無念思召候」とあるは注目すべき點で既に前述した處である。

追而被仰遣候、大明之人數從朝鮮都、五日路も六日路も、此方へ罷出於陣取と、懸留、則對陣を取、急度可令注進候、此方御留守之儀と、秀頼に江戸内府、加賀大納言、越後中納言兩三人を被付置之、其外之御人數を、從御跡追々可相越之旨被仰付、御自身廿騎三十騎ニ而、被懸付被成御渡海、被計果候條、其中と

聊爾之動不可仕候、先年可被成御渡海被思召、既御馬迄釜山浦へ雖被差遣候、各依相留無其儀、于今御無念思召候、今度之儀は注進次第、富士、白山、愛宕、八幡も昭覽候へ、可被成御渡海候、然之各船ハ、有次第爲御迎、右注進之御返事不相待、至名護屋可差越候、早速爲可被懸付、從大坂名護屋迄之間、浦々、泊々、早船、次船、次馬、早被立置候條、海陸共に、不移時日、可爲御着座候旨、可得其意候也

八月十日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

小西攝津守とのへ

黒田甲斐守とのへ

加藤主計頭とのへ

毛利壹岐守とのへ

同豊前守とのへ

其後我軍は勝に乗じて八月十五日に南原城、十六日に黄石山城を各々陥落せしめて、一時大いに鮮土を震駭せしめたが、九月七日に櫻山に於て敵を撃破して以來は、何故か却て自ら退軍するに至つた。これに就いては、李舜臣の再任によつて我が水軍の兵糧輸送の敏活を缺いた爲に據ると謂はれて居る。當時行長は順天に、清正は西生浦に在陣して居たが、明軍は南下して十二月二十二日不意に蔚山城を攻圍

し始めた。こゝに於て前役の碧蹄館戰と共に、史上に光輝ある蔚山の籠城の場面となり、清正、淺野幸長等よく奮戰嬰守し、翌三年正月四日後捲（後援軍）の到來によつて彼を擊退したのであつた。この時義智も亦後援軍として蔚山に馳參した。この後、秀吉の與へた左の朱印狀がある。

猶以、寒天之刻、辛勞不及是非候、就綾小袖一染、道服一被遣之候、可有着用候、委曲寺澤志摩守可申候也

今度大明人蔚山へ取懸候由、注進付而、爲後卷雖押出候、敵引退由候、既從此方も、安藝中納言、増田右衛門尉、因幡、但馬、大和、紀伊國衆、九鬼父子可罷立旨、雖被仰付候、右之分候間、不及是非候、然者仕置之城々普請、彌丈夫ニ申付、兵糧、玉藥澤山ニ籠置、少も無機遣様ニ、可令覺悟候、歸朝之者共も、彌敵之様子聞届、其上普請申付候てより、可致歸朝旨、被仰遣候條、可成其意候、猶徳善院、増田右衛門尉、長束大藏大輔可申候也

正月十七日（朱印）

對馬侍從とのへ

又秀吉は引き続き、義智始め各將に左の朱印狀を與へて蔚山籠城の困苦を再び繰返さない様又特に敵情偵察の緊要なるを注意して居る。（立花文書、泗川新塞戰捷之偉蹟參照）

態被仰遣候

一先手五里三里之間、日々物見を遣、様子見計、其機遣肝要候、今度蔚山へ取懸候刻も、敵之様子不知ニ付而、のせ事之様ニ仕成由候條、每事機遣不可有油斷候

一來年又動之儀可被仰付候、然之半切之楯、數多令用意尤候、敵半弓一儀と相聞候之間、手毎ニ楯を持せ候て、可然候

一城々普請彌丈夫ニ申付、可致在番候

猶増田右衛門尉、徳善院、長束大藏大輔可申候也

正月廿七日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

右の蔚山の捷戦後、我軍は再び士氣不振となり、且頻りに明軍の襲來の報に接するので、順天に在陣の行長等は熊川或は釜山に退ぞかうと諸將に議した處、加藤嘉明等之に反對して一致せず、結局兩者の諸將各々秀吉に意見書を提出して其の採決を請ふ事となつた。秀吉はこれを聞くと、大いに怒つて其提却を許さなかつた。(正月廿一日毛利文書參照)

この時義智は順天の連城である南海に在陣して居つたが、この順天竝に南海の退却には反對の意を表し、態々家臣柳川調信を伏見迄差遣して其の理由を具陳せしめたのである。是に就いて寛政重脩諸家譜には左の如く記載してある。

三年^{○慶長}これより先諸將城を南海に築く。義智これを守る。清正は蔚山に居し、行長は順天にをれり。時に明の將楊鎬蔚山をせむ。正月行長順天より兵を發し、義智は南海より軍を出して蔚山を救ふ。楊鎬これを聞て遁れ去。このとき行長明兵のますくいたるを聞て、順天を退き釜山を保守せんと欲し、清正もまた蔚山を退かんと欲す。よりて諸將義智も南海を退き去べきよしを促す。しかれども義智死を決して守るが故に其事にしたがはず。すてにして諸將家臣をして太閤告、義智もまた調信をしてこれを申す。太閤諸將の言を聞て怒りていふ、明兵來らば來るべし、何ぞみだりに恐れ避んやと。三月十七日義智に書をあたへて死を決して守るの意を賞す。

右に云ふ三月十七日書が現存して居るが、(左の朱印狀)行長と終始行動を共にして居つた義智の反對は寧ろ不思議といふべきである。

其方居城南海竝順天可引入旨、各雖申届候、不致同心通尤候、此方へも申上候條、曲事沙汰之限由被仰出候、惣別出過たる所ニ城々拵候儀ハ、前かと分別も可有之事候、早々皆々普請大形申付候上にて、今度唐人一揆同前之好原罷出、柵扉も然と無之、人數五百斗ニてかけ入候所をさへ不攻落、敗軍仕候を追付悉不討果さへ、不相届候へ共、其段不被及是非候、其上順天蔚山など可引入旨申段、無是非被思召候、普請之儀渡海之者共逗留させ候て好のまゝ可申付候、來年ハ大人數被遣、成次第動之儀可被仰付候、其間堅固ニ相拘候様ニ、兵糧玉藥以下丈夫ニ可覺悟事專一候、最前從公儀被仰付候、置兵糧鐵炮玉藥以下

何之城々へも、割付可仕候間、其城之割符之面請ヒ可入置候、其上兵糧玉藥以下不足之儀候と、可申上候、舟を可差渡候、猶柳川可申候也

三月十七日(朱印)

對馬侍従とのへ

次に後役に於て蔚山籠城以後特記すべきは、十月一日の泗川新寨の戦である。「朝鮮役」には

此の戦争は、前役の碧蹄館戦争に比す可きものであるが、其の効果は、更に大なるものであつた。此の一戦の爲めに、兎も角も日本軍が、無事に朝鮮から引き上ぐるを得たのみでなく、此の一戦の爲めに、日本軍の威力は、數百年の後迄も轟いた。山鹿素行は、朝鮮役の爲めに、日本は外敵の野望より免かれたと云うたが、彼が所謂朝鮮役の眼目は、固より此の泗川新寨の一戦だ。此の一戦の敵に與へたる打撃は、洵に痛快であつた。徹底的であつた。明人が石曼子(島津)の名を恐怖した影響は、恐らくは明治二十七八年役迄も、計上せねばなるまい。

同所は島津義弘忠恒父子の守城で、前年の暮に移城して來たのであるが、僅か五千の兵を以て明將黃一元等の率る五萬の敵軍と接戦し、義弘忠恒も自ら太刀を取つて敵を數人斬り、又全討捕首數三萬八千七百十七に達したといふ(征韓録)程の激戦であつた。役後、島津氏にてかの高野山に建立した敵味方の供養碑はこの激戦を語る貴重なる史料である。

さて三國統一の大志を抱ける秀吉は征鮮の目的さへ遂に達せずして、慶長三年八月十八日伏見に於いて病没した。これは一面に於ては、記す迄も無く本役の遂行には一大打撃であつたが、他面に於ては媾和締結の好機を與へたものであると云つてもよい。因つて其の後事を委托せられた家康以下の長老は、我が體面を保つ範圍の條件に於て、一日も早く平和の復舊を計つて速に倦疲の在陣諸將卒を歸國せしめんとした。この時彼にても亦前記泗川新寨の戦後、媾和を望んで居たので同年十月末に媾和の約が成立して在鮮各軍は撤退する事となつた。この我軍撤退の節に、彼李舜臣、陳璘の率ひる水軍が現はれて我軍を屢々苦戦に陥入らしめたが、殊に露梁津の戦に於ては島津義弘の軍よく奮戦してこれを撃破し、この時彼の勇將李舜臣は戦死した。其後、十一月二十三日に加藤清正等、二十六日に小西行長、宗義智等追々と諸軍をまとめて、七年前文祿元年正月連戦連捷の虎勢を以て、第一に足跡を留めた釜山浦を無念の涙を飲んで發船し、途中對馬を経て十二月上旬總軍は足掛七年にして故國の土を踏んだのであつた。この歸國の時に於ても、打入り同様に加藤小西の兩軍の間に反目あつた事は「朝鮮陣古文」等に據つても明な事實である。かく最初より最後迄相反目する兩將に同一の指揮權を附與したのは實に本役遂行に甚大な障害となり、其罪や秀吉に歸すべきものであらう。

如上、朝鮮在陣諸將卒の歸還を以て、本役の終了となし、其後の論功行賞等に至つては本役の殘務整理と見る可きものであるから、後日に譲つて、これにて一先づ本稿を擱筆する。猶附録として參考迄に、

其後、五長老より義智に與へた文書二通を左に掲げて置く。(猶宗家には本稿に書加へ無かつた十數通の豊公文書があるが、異日補入する考である。)

附 録

其方拜領分、薩州出水郡内壹萬石事、今度羽柴薩摩少將に、爲御褒美就被宛行、爲替地、肥前國養父郡之内五千七百七石、同碁肆郡内四千三百三拾石、都合壹萬三拾七石之事、目錄別紙に有之、全可被知行狀如件

慶長四年正月廿五日

輝	元(花押)
景	勝(同)
秀	家(同)
利	家(同)
家	康(同)

羽柴對馬侍從殿

於朝鮮數年防戰付而、其方下々及迷惑由候條、八木壹萬石被遣、年寄四人任切手之旨、被請取之、堪忍成候様ニ、可申付狀如件

慶長四 六月一日

利	長(花押)
輝	元(同)
景	勝(同)
秀	家(同)
家	康(同)

羽柴對馬侍從殿

最後に本文掲載の貴重なる新史料の發表を快諾せられた宗伯爵家に對して、謹んで滿腔の敬意と深謝の意を表する次第である。

武 田 勝 藏

御 斷 り

■最初、前篇(一、二)のみ掲載する考で少し補訂を加へて置いたが、其後編輯者より後編(三、四)をも亦合せて掲載の希望があつたので、それを補訂する積であつたが、生憎佐渡へ旅行した爲、最早締切期日に達したので、大膽にも其のまゝ發送して終つた、今、印刷校正に當つて後篇の考證記述等に就いて、意に滿たぬ處甚だ多く、深く慚愧して居る次第である。何卒寛容を希ふ。

■序乍ら自分は目下『宗家古文書』の印行の準備中であるが、同書は學界未知の文書多數にして、諸彦の驚喜を期待して居るものである。

(大正十四年七月十一日 校正の日追記)